

札幌中部民商

札幌市中央区
南1条西14丁目
TEL281-2808
FAX281-2832
ホームページ
<http://www.tyu-min.com>
Eメール
info@tyu-min.com

通則法「改悪」法案阻止を 仲間ふやし署名を集め納税者の 権利を守る運動を広げよう

民主党政権は、今開かれている臨時国会で「国税通則法の改悪案」を提案し、自民・公明との3党合意で一気に改悪法が成立すると、恐るべき税務調査が横行しかねません。こんな改悪は絶対に許せません。

通則法「改悪」案が通れば「税務調査」やりたい放題に!



改悪案の主な中身は「帳簿の提示を断れば、懲役や罰金の処罰を行う。提出した帳簿は税務署が保管。返却の規定もない」「調査期間を3年から5年に延長し、7年分の調査も普通に行う」「すべての業者に記帳を義務化。一方で税務署の勝手な判断で推計課税ができる仕組みも」等とこれをとっても税務署にとって都合の良い内容です。

必要なのは「納税者の権利憲章」

民主党は、2年前の総選挙で「納税者の権利憲章を制定する」とマニフェストに明記していました。ところが権利憲章制定を投げ捨て、自民・公明と結託しての税務署の権限を強化する通則法改悪です。

民商・全商連の歴史は、通則法を始めとする重税とのたたかひの歴史です。「民商への攻撃は拡大で跳ね返そう」と仲間をふやしながら運動を前進させてきました。今こそ大いに仲間をふやして「強く大きな民商」をつくりましょう。



力と心をひとつに 道婦協定期総会開く

北商連婦人部協議会の定期総会が20日に開かれ、全道各民商から役員・代議員が出席しました。

総会では10月の全国業者婦人決起集会の成功を力に、「業者婦人の地位向上をめざし、所得税法56条の廃止を実現しよう」と決意を固めあいました。

討論で発言した佐々木代議員(幹事)は「決起集会の成功をめざして6000筆の署名を集め、集会当日国会議員に直接手渡す事ができました。婦人部活動では毎月のパソコン教室が好評です。部員訪問でも対話が弾み時間が足りなくなるくらいです。引き続き業者婦人の要求実現めざして頑張ります」と発言しました。

新役員には、常任幹事に酒井部長、幹事に棟方・佐々木幹事、会計監査に成田副部長が選出されました。



入社/支部総会&懇親会

ススキノ支部総会&懇親会を下記の日程で行います。多数の参加をお待ちしてます

日時: 12月4日(日)午後5時30分
場所: いまめき亭
(中)南3西47-パン札幌ビル3F

会費: 本人負担2,000円
(4,000円のところ)



南区支部総会&懇親会

南区支部総会&懇親会を下記の日程で行う事になりました。多数の参加で成功させましょう。

日時: 12月3日(土)午後6時30分
場所: 居酒屋 GIN(ジン)
(南)澄川4-17アーロック澄川242

会費: 本人負担2,000円
(3,500円のところ)



会費の納入について

民商は会員の会費と商工新聞代のみで運営しています。毎月15日までに、会費を納入して下さい。ご協力をお願いします。

東日本大震災募金振込先

北洋銀行東屯田支店 (普)0591021
札幌中部民主商工会 特別会計
会長 横江泰介

*震災発生から半年が経過しましたが、復興・復旧にはまだまだ時間がかかります。皆様のご協力をお願いします。